市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	こども家庭部　こどもえがお課

実施事案名	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	市が放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を実施するにあたっては、国が定める基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を参酌し、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされています。 今般、参酌するとされている国の基準が改正（令和9年4月1日施行）されることから、この施行にあわせて、本市の条例を改正し、所要の規定の整備を図るものです。
策定根拠となる法令等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行について（通知） （令和8年10月1日こ成環第461号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和9年1月25日（月）